

広島文化学園大学学則（案）

第1章 総則

（大学の目的）

第1条 広島文化学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、広島文化学園の建学の精神である「究理実践」に基づき、深く専門の学術を教授研究するとともに、豊かな人間性と総合的な判断力を培った社会人を育成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

（目的達成と評価）

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたって必要な事項は、別に定める。

（教育内容等の改善）

第3条 本学は、授業内容及びその方法の改善のための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学部等、収容定員、目的及び修業年限

（学部、学科及び収容定員）

第4条 本学において設置する学部、学科及びその収容定員は、次のとおりとする

(1)	看護学部	看護学科	入学定員	110人
			編入学定員	2年次 4人
				3年次 4人
			収容定員	460人
(2)	学芸学部	子ども学科	入学定員	80人
			編入学定員	3年次 5人
			収容定員	330人
(3)	学芸学部	音楽学科	入学定員	40人
			収容定員	160人

- (4) 人間健康学部 スポーツ健康福祉学科 入学定員 150 人
 編入学定員 2 年次 5 人
 収容定員 615 人

2 本学に設置する学部、学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については次の通りとする。

(1) 看護学部

看護学に係わる領域について、関連する諸学問領域と連携しつつ総合的に教育研究し、時代と共に変化する人々のヘルスニーズに対応でき、かつ地域社会、国際社会に貢献する看護職者の育成を目的とする。

1) 看護学科

実践的な教育研究体系の中で、生命に対する畏敬の念と倫理観に基づいた豊かな感性、グローバルな視点、専門知識と実践能力、さまざまな問題に対処できる問題解決能力、生涯にわたって自ら学習を続けることのできる能力を合わせ持ち、地域社会、国際社会に貢献できる看護専門職者を育成する。

(2) 学芸学部

学芸全般の幅広い分野について、深く、学際的に教育研究し、地域社会、国際社会に貢献する人材育成を目的とする。人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成を理念とし、学部を設置した子ども学科と音楽学科の連携により、高い専門技術と人間理解力・教育力を基盤とし、地域文化・地域教育へ貢献するとともに、人と人とのつながりである地域共同体の文化の発展に寄与できる人材を養成する。

1) 子ども学科

乳児期、幼児期、児童期全般にわたる子どもの成長、発達を中心とする子どもに関する諸学を学際的に研究し、その問題解決の能力を養い、広く社会に有用な学識と技能について教授する。とくに、家庭、学校、社会などで、子ども支援・子育て支援に実践的・指導的に貢献できる人材を育成する。

2) 音楽学科

音楽芸術は、優れた技能性が求められるとともに、人間精神の営みとして重要であり、人間形成にとって必要である。音楽学科では、音楽理論教育、演奏技能教育、そして幅広い教養と深い人間理解を養う教育を行う。音楽に関する専門知識、演奏技能とともに、人間形成における音楽の意義について深い洞察を備えた、地域の音楽文化・音楽教育の担い手となる人材を養成することによって、地域社会の音楽文化発展に貢献する人材を養成する。

(3) 人間健康学部

「究理実践」の精神に基づき、豊かな人間性と総合的な判断力を培うと共に、スポーツ、健康、福祉分野の専門知識と応用技術をもって地域社会及び国際社会の発展に貢献する人材を育成することを教育上の目標とする。

1) スポーツ健康福祉学科

教育実践を通じて個性豊かな人間性を養い、スポーツ、福祉、そして健康に係る専門的知識と技能の教育研究を行い、全ての人々の健康的な生き方についての支援と相談ができる人材、及び健康・体力づくりを実践レベルで促進できる人材育成を目的とする。

なお、当学科にスポーツ健康コース及び健康福祉コースを設置する。

(別科)

第4条の2 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科の規程は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第14条から第18条の場合はそれぞれに定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、その在学については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本学における休業日を次のとおり定める。

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日 4月1日から4月5日まで

夏季休業日 8月11日から9月20日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

学年末休業日 2月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

3 学長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行うことができる。

(1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下らないものとする。

第4章 入学等

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合には、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者も含む。）
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り）で文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

2 前項の規定は、第14条から第18条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(編入学)

第14条 本学に編入学することができる者は、次の各項に該当し、本学において実施する編入学者選抜試験に合格した者とする。

2 看護学部看護学科への編入学受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 2年次編入学

ア 大学又は短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者。

- イ 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者又は修得見込みの者。
 - ウ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (2) 3年次編入学
- ア 看護系の短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者
 - イ 修業年限が2年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が、1,700時間以上である看護系の専修学校専門課程を卒業した者又は卒業見込みの者
 - ウ 看護師の免許を取得し（取得見込みを含む）、看護系以外の短期大学又は大学を卒業した者並びに卒業見込みの者
 - エ 高等学校の看護系専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は修了見込みの者。
- 3 学芸学部子ども学科への編入学受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。なお、当該学部への編入は、いずれも3年次に編入する資格があるものとする。
- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者、又は卒業見込みの者
 - (2) 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者、又は修得見込みの者
 - (3) 修業年限が2年以上で、総授業時数が1,700時間以上を満たすと認定され、在籍した学科の分野や履修内容で整合性があると認められる専修学校専門課程を卒業した者、又は卒業見込みの者
- 4 人間健康学部スポーツ健康福祉学科への編入学受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。なお、当該学部への編入は、いずれも2年次に編入する資格があるものとする。
- (1) 大学又は短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者。
 - (2) 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者又は修得見込みの者。
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- 5 編入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- (社会人入学)
- 第15条 社会人で本学に入学を希望する者があるときには、定員に余裕のある場合に限り選考のうえ、入学を学長が学部教授会の意見を聴いたのち、許可することがある。
- 2 社会人入学について必要な事項は、別に定める。
- (帰国生徒入学)
- 第16条 帰国生徒で本学に入学を希望する者があるときには、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ、入学を学長が学部教授会の意見を聴いたのち、許可することがある。
- 2 帰国生徒入学について必要な事項は、別に定める。
- (再入学)
- 第17条 次の各号の一に該当する者が、所定の手続きを経て入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、許可することがある。
- (1) 本学を卒業し、更に他の学科に入学を願い出た者
 - (2) 第29条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第 18 条 他の大学から転入学を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ、入学を、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、許可することがある。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

3 転入学について必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 19 条 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出すると共に、本学所定の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 20 条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、独立の生計を営むものとし、父母又はこれに準ずる者とする。

4 保証人を変更したとき又は保証人が住所又は居所を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

第 5 章 休学、退学等

(休学)

第 21 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 学生の休学については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

3 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第 22 条 休学期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者は、引続き更に 1 年延長することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 5 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、学長の許可を得て復学することができる。

- (1) 休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき
- (2) 第 30 条第 3 号の規定により除籍された者が、除籍の日の翌日から 30 日以内に授業料を納付したとき
- (3) 行方不明者の所在が判明したとき

(転専攻)

第 24 条 学生が在籍する学科内の他の専攻へ転専攻を希望するときは、教育上支障がない限り、選考のうえ、転専攻については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、許可することがある。

(転学科)

第 25 条 学生が所属学部内において他学科への転学科を希望する者があるときは、教育上支障がない限り、選考のうえ、転学科については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、許可することがある。

2 前項による転学科者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

3 転学科について必要な事項は、別に定める。

(転学部)

第 26 条 学生が他学部への転学部を希望する者があるときは、教育上支障がない限り、選考のうえ、転学部については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、許可することがある。

2 前項による転学部者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が転学部先の教授会の意見を聴いたのち、決定する。

3 転学部について必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 27 条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、学修することを、学部教授会の意見を聴いたのち、認めることができる。

2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 28 条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 転学の許可については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

(退学)

第 29 条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 退学の許可については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者の除籍については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

- (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第19条の規定による入学の許可を得た者で、学長の承認なく指定の期日に入学しない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

2 前項各号で規定する除籍の手続き等については、別に定める。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及びその単位数)

第31条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

- (1) 看護学部の授業科目及びその単位数 別表第1
- (2) 学芸学部の授業科目及びその単位数 別表第2－(1)、2－(2)
- (3) 人間健康学部の授業科目及びその単位数 別表第3

(履修の方法)

第32条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4年に分けて履修させるものとする。

- 2 必修単位数と選択単位数の割り振りについては、前条の別表第1、別表第2、及び別表第3に定めるとおりとする。
- 3 長期履修学生については、別に定める。

(授業の方法)

第32条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修すべき科目の登録及び登録の上限)

第33条 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。
- 3 長期履修学生が登録できる1学期あたりの単位数は、11単位を限度とする。
- 4 学生が1年間に登録できる単位数の上限については別に定める。

(単位の計算方法)

第 34 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 看護学部

ア 講義については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

イ 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

ウ 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 学芸学部

ア 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲をもって 1 単位とする。

イ 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とする。ただし、芸術の分野における個人指導による実技の授業については、本学が別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

ウ 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち 2 以上の方法の使用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、単位数を定める。

エ 卒業研究、卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(3) 人間健康学部

ア 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲をもって 1 単位とする。

イ 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とする。

ウ 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち 2 以上の方法の使用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、単位数を定める。

エ 卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位修得の認定)

第 35 条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第 36 条 試験等の時期は、原則として、学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第 37 条 当該授業科目の履修について、毎学期当初に登録していない者又は平素の研究状況及び出席状態の不良の者は、試験等を受けることはできない。

(追試験)

第 38 条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと所属する学部の教授会が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学習の評価及び再試験)

第 39 条 試験等の評価は、秀 (S) , 優 (A) , 良 (B) , 可 (C) , 不可 (D) をもって表し、可以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

100～90 点 秀 (S) , 89～80 点 優 (A) , 79～70 点 良 (B) , 69～60 点 可 (C) , 59～0 点 不可 (D)

3 評価基準の詳細は別に定める。

4 不合格の場合、所属する学部の教授会が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。

(教員の免許状授与の所要資格及びその他の資格)

第 40 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の科目並びに単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部履修規程の定めるところによる。

3 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、同法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)及び同法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)に定める科目及び単位を修得しなければならない。

4 本学において取得できるその他の資格は、各学部履修規程の定めるところによる。

(他学科の授業科目の履修)

第 41 条 学芸学部及び人間健康学部の学生は、学芸学部及び人間健康学部におけるそれぞれの学部の他の学科の授業科目を履修し修得した単位について、30 単位を超えない範囲で、学長が卒業に必要な単位に加えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 42 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第42条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 学長は、教育上有益と認めるときは、学芸学部子ども学科の学生が本学に在学中に他の指定保育士養成施設において履修した授業科目又は入学前に指定保育士養成施設において履修した単位のうち30単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

4 学芸学部子ども学科の学生が指定保育士養成施設以外の学校等で履修した授業科目について修得した単位については、教養科目に限り30単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

5 前4項、第42条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数及び第41条の規定により卒業に必要な単位に加えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、全てを合わせて、60単位以内とする。

6 編入学の場合及び前項の規定による単位認定の取扱いについては、別に定める。

第7章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第44条 本学を卒業するためには、学生は、4年以上在学し、次の各号の定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(1) 看護学部 看護学科

ア 看護関連科学及び外国語の2領域から必修38単位を含む41単位以上

イ 看護専門領域から必修78単位を含む83単位以上

(2) 学芸学部 子ども学科

ア 教養科目から必修7単位を含む20単位以上、ただし外国語から4単位以上を含むこと。

イ 学部共通科目から4単位以上

- ウ 学科専門科目から必修 42 単位以上，選択 38 単位以上，ただし算数，音楽，環境，言葉から 2 単位以上を含むこと。
- (3) 学芸学部 音楽学科
- ア 教養科目から必修 2 単位を含む 20 単位以上，ただし 外国語から 4 単位以上を含むこと。
- イ 学部共通科目から 4 単位以上
- ウ 学科専門科目から必修 25 単位以上，選択 55 単位以上。ただし音楽と地域から 4 単位以上，実技は 16 単位以上を含むこと。
- (4) 人間健康学部 スポーツ健康福祉学科
- ア 教養教育科目から必修 14 単位を含む 25 単位。ただし，教養教育科目の領域科目から人間と社会，人間と文化及び人間と環境の各 2 単位を含む 10 単位，外国語科目から 1 単位を含む。
- イ 専門教育科目の専門共通科目から必修 31 単位。
- ウ 専門教育科目のスポーツ健康コース専門科目，健康福祉コース専門科目及び専門実践科目（1 科目以上選択必修）から，各コース専門科目ともに必修 10 単位を含む 70 単位以上。ただし，スポーツ健康コース専門科目，健康福祉コース専門科目，専門実践科目から 21 単位以上を含む。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち，第 32 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。
- 3 卒業の時期は，学年の終わりとする。ただし，前期末とすることができる。
- 4 長期履修学生については，別に定める。

(卒業)

第 45 条 本学に 4 年以上在学し，前条に定める科目及び単位数を修得し，卒業の資格を得た者についての卒業認定は，学長が学部教授会の意見を聴いたのち，決定する。

- 2 前項で授業料等納付金が完納していない者は，卒業を認定せず学位記を授与しない。

(学位)

第 46 条 学長は，卒業を認定した者に対して，次の区分に従い学士の学位を授与する。

- | | | | |
|-----|--------|------------|----------|
| (1) | 看護学部 | 看護学科 | 学士（看護学） |
| (2) | 学芸学部 | 子ども学科 | 学士（子ども学） |
| | | 音楽学科 | 学士（音楽） |
| (3) | 人間健康学部 | スポーツ健康福祉学科 | 学士（健康学） |

第 8 章 検定料，入学金，授業料その他の費用

(検定料)

第 47 条 入学検定料は 30,000 円とする。ただし，大学入学共通テストを利用する選抜方法を選択する場合の検定料は 18,000 円とする。

- 2 前項の検定料は、インターネット出願による場合は 28,000 円とする。ただし、大学入学共通テストを利用する選抜方法を選択する場合の検定料は 16,000 円とする。

(入学金)

第 48 条 本学に入学を許可された者は、次に掲げる学部欄の区分に従い当該各欄に定める入学金を納めなければならない。

学 部	入 学 金
看護学部	250,000 円
学芸学部	250,000 円
人間健康学部	250,000 円

- 2 入学金の納付期間は、合格発表の日から本学の指定する入学手続き完了日時までとする。
- 3 編入学、社会人入学、帰国生徒入学、再入学及び転入学の場合の入学金についても前各項の規定を準用する。
- 4 前各項の規定にかかわらず、学校法人広島文化学園が設置する大学又は短期大学(以下「大学等」という)を卒業又は退学後、本学に入学する者の入学金は免除する。
- 5 長期履修学生は、入学金を 3 年間にまたがって分割納入し、各期の納入額は別に定める納付金一覧の当該各欄に定めるとおりとする。

(授業料)

第 49 条 授業料は次に掲げる年次の区分に従い、当該授業料の欄に掲げる額とし、当該授業料の納入の区分、納入する金額及び納入する期間は、当該年次各欄に定めるとおりとする。

(第 1 年次)

学部	授業料 (年額)	納期の区分、金額、期限			
		前期		後期	
		納入する額	納入する期限	納入する額	納入する期限
看護学部 看護学科	1,000,000 円	500,000 円	入学手続き 完了日まで	500,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 子ども学科	730,000 円	365,000 円	入学手続き 完了日まで	365,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 音楽学科	890,000 円	445,000 円	入学手続き 完了日まで	445,000 円	10 月 25 日 まで
人間健康学部 スポーツ健康福祉学科	730,000 円	365,000 円	入学手続き 完了日まで	365,000 円	10 月 25 日 まで

(第2年次)

学部	授業料 (年額)	納期の区分, 金額, 期限			
		前期		後期	
		納入する額	納入する期限	納入する額	納入する期限
看護学部 看護学科	1,000,000 円	500,000 円	4 月 25 日 まで	500,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 子ども学科	730,000 円	365,000 円	4 月 25 日 まで	365,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 音楽学科	890,000 円	445,000 円	4 月 25 日 まで	445,000 円	10 月 25 日 まで
人間健康学部 スポーツ健康福祉学科	730,000 円	365,000 円	4 月 25 日 まで	365,000 円	10 月 25 日 まで

(第3年次)

学部	授業料 (年額)	納期の区分, 金額, 期限			
		前期		後期	
		納入する額	納入する期限	納入する額	納入する期限
看護学部 看護学科	1,000,000 円	500,000 円	4 月 25 日 まで	500,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 子ども学科	730,000 円	365,000 円	4 月 25 日 まで	365,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 音楽学科	890,000 円	445,000 円	4 月 25 日 まで	445,000 円	10 月 25 日 まで
人間健康学部 スポーツ健康福祉学科	730,000 円	365,000 円	4 月 25 日 まで	365,000 円	10 月 25 日 まで

(第4年次)

学部	授業料 (年額)	納期の区分, 金額, 期限			
		前期		後期	
		納入する額	納入する期限	納入する額	納入する期限
看護学部 看護学科	970,000 円	485,000 円	4 月 25 日 まで	485,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 子ども学科	700,000 円	350,000 円	4 月 25 日 まで	350,000 円	10 月 25 日 まで
学芸学部 音楽学科	860,000 円	430,000 円	4 月 25 日 まで	430,000 円	10 月 25 日 まで
人間健康学部 スポーツ健康福祉学科	700,000 円	350,000 円	4 月 25 日 まで	350,000 円	10 月 25 日 まで

2 前項の納入する期間の規定にかかわらず、編入学、社会人入学、帰国生徒入学、再入学及転入学の場合の授業料の納入する期間は、本学の指定する手続き完了日時までとする。

3 本学において特別の事情があると認められた者は、第1項の納入する期間の規定にかかわらず月額分納又は延納を認めることがある。

4 本学において特別の事情があると認められた者は、別に定めるところにより、第1項の授業料の額を減額することができる。

5 長期履修学生は、履修単位数に応じた授業料を納めることとし、納入額は別に定める。

6 修業年限を超えて在学する者の授業料については、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第50条 休学した者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{月の全日数を休学した月数}}{12}$$

(退学等の場合の授業料)

第51条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。ただし、授業料未納のため除籍された者の未納の授業料は、これを免除する。

(その他の費用)

第52条 入学金、授業料の他、実験実習費、その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納付金の種類、金額、納入に必要な手続き等については、別に定める。

(授業料等納付金の不還付)

第 53 条 既納の授業料等納付金は、この学則又は、これに基づく規程等に特別の定めがある場合を除く他、理由の如何を問わず還付しない。

第 9 章 職員組織

(職員)

第 54 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

2 前項に規定する職員のほか、必要に応じて副学長を置くことができる。

(学部長)

第 55 条 本学の学部学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。

(職員の職務)

第 56 条 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めのあるもののほか、別に定めるところによる。

第 10 章 教授会

(教授会)

第 57 条 本学に次の教授会を置く。

(1) 全学の合同教授会

(2) 学部ごとの学部教授会

(3) 前 2 号のほか、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される合同専門委員会及び学部専門委員会（以下「専門委員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めることにより、専門委員会等の審議をもって、教授会の審議とすることができる。

(教授会運営の委任)

第 58 条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

第 11 章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第 59 条 本学の教授又は准教授若しくは講師、助教の指導を受け、学術研究のための研究を希望する者があるときは、当該指導教員に支障がない限りにおいて、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 60 条 本学において開設する授業科目のうち、1 科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生として入学を希望する者は、別に定める科目等履修生入学願を学長に提出しなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、入学金として 5,000 円を入学時に納付しなければならない。
- 4 前項の科目等履修生の入学金は、初めて科目等履修生となった学期以外は、徴収しない。
- 5 履修料は、1 単位 15,000 円とし、当該科目を履修する当初に一括して納入するものとする。
- 6 科目等履修生には、学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 7 前項の単位修得の認定方法については、第 35 条第 2 項の規定を準用する。
- 8 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 61 条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考のうえ、入学を許可する。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 62 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、表彰する。

- 2 学生の表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 63 条 本学の学則に違反し又本学の学生としてあるまじき行為があったときは、その者の懲戒については、学長が学部教授会の意見を聴いたのち、決定する。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒について必要な事項は、別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座の開設)

第 64 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第 14 章 図書館及び各種センター

(図書館)

第 65 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(各種センター)

第 66 条 本学の教育研究目的を達成するために、各種センターを置く。

2 各種センターに関し必要な事項は、別に定める。

第 15 章 福利厚生等施設

(福利厚生等の施設)

第 67 条 本学に福利厚生施設として学生相談室、保健室、食堂（以下「学生相談室等」という。）を置く。

2 学生相談室等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交流館)

第 68 条 本学に交流館を置く。

2 交流館に関する事項は別に定める。

第 16 章 雑則

(学則の改正)

第 69 条 この学則の改正は、学長が教授会の意見を聴いたのち、理事会が決定する。

附 則

1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 (1) この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

(2) この学則による改正後の第 44 条第 1 項の規定は、平成 8 年度の入学者から適用する。

3 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

4 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

5 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

6 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

7 (1) この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

(2) この学則による改正後の第 40 条(1)，(2)の規程は、平成 13 年度の入学に係る者から適用する。

8 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

9 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

10 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

11 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

12 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

13 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

社会情報学部 福祉情報学科は、この改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

14 (1) この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

(2) 呉大学から広島文化学園大学への名称変更は、平成 21 年 4 月 1 日以降に在学する全ての学生に適用する。

(3) 社会情報学科の専攻設置は平成 21 年度入学から適用する。

15 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

16 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

17 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

18 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

社会情報学部 社会情報学科は、この改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

19 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

20 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（学校教育法改正に伴う改正、看護学部カリキュラム等の改正及び学納金の改正）なお、第 49 条に規定する授業料について、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。（学納金等の改正及び再入学生の入学金の差額を徴収しない旨の改正）

21 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（学校教育法改正に伴う高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者又は修了見込みの者に対する 3 年次編入制度の要件の改正並びに看護学部看護学科、社会情報学部グローバルビジネス学科、健康福祉学科及び学芸学部音楽学科の教育課程の一部改正。）なお、平成 27 年度以前に入学した者については、従前の例による。

22 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 28 年度以前に入学した者については、従前の例による。（一部改正）

23 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 29 年度以前に入学した者については、従前の例による。（一部改正）

24 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 30 年度以前に入学した者については、従前の例による。（一部改正）

25 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。なお、令和元年度以前に入学した者については、従前の例による。（一部改正）

26 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（授業の方法及び卒業の要件に係る一部改正）

27 この学則は、令和4年4月1日から施行する。（定員変更に伴う一部変更，編入学制度の一部変更，副保証人の廃止及び要件の変更等に係る一部変更，授業科目及びその単位数及び卒業の要件に係る一部変更）

28 この学則は、令和5年4月1日から施行する。（授業科目及びその単位数及び卒業の要件に係る一部変更）

別表第1 看護学部 看護学科の授業科目及びその単位数

領域		授業科目の名称	修得区分	
			必修	選択
看護 関 連 学 科	人 文 社 会 科 学 系	生命倫理	1	
		心理学概論	2	
		発達心理学	2	
		社会学概論		1
		日本国憲法		2
		人権論		2
		関係法規	2	
		権利擁護と成年後見		2
		社会福祉原論		2
		社会保障論		1
		障害児・者福祉制度論		1
		地域福祉論		2
		福祉行財政と福祉計画		1
		公的扶助論		1
		教育学概論		2
		教育社会学		2
		人間関係論	2	
		健康心理学		2
		臨床心理学		2
		カウンセリング		2
		ジェンダー論		1
		健康と運動		2
		音楽と日常生活		1
		フレッシュマンセミナーⅠ（文化に生きる）	1	
		フレッシュマンセミナーⅡ		1
	医	自然環境と人間		1

療 自 然 科 学 系	人間発生・発達学		1
	生物学		1
	化学の基礎		1
	生化学	2	
	栄養学	2	
	臨床免疫・遺伝学	1	
	病態微生物学	2	
	人体構造機能学Ⅰ	1	
	人体構造機能学Ⅱ	1	
	人体構造機能学Ⅲ	1	
	人体構造機能学Ⅳ	1	
	病理学総論	1	
	病理学各論		1
	医学概論	1	
	疾病・治療論各論Ⅰ	1	
	疾病・治療論各論Ⅱ	1	
	疾病・治療論各論Ⅲ	1	
	疾病・治療論各論Ⅳ	1	
	疾病・治療論各論Ⅴ	1	
	精神疾病・治療論各論		1
	薬理学	1	
	疫学	2	
	公衆衛生学	1	
	看護関連領域総合演習		1
情 報 ・ 総 合 科 学 系	数理統計学	1	
	情報科学概論	1	
	コンピュータ操作法	1	
	情報処理法		1
	情報システム論		1
	危機理論		1
	ボランティアと地域住民生活		1
	職業選択と職業的アイデンティティ		1
	広島県地域の時事問題		1
外 国	基礎英語Ⅰ	1	
	基礎英語Ⅱ	1	

看護専門領域	語		医療英語会話Ⅰ	1	
			医療英語会話Ⅱ		2
			英会話一般		1
			中国語		1
	基礎看護学		看護学原論Ⅰ	2	
			看護学原論Ⅱ	2	
			援助方法論Ⅰ	2	
			援助方法論Ⅱ	2	
			援助方法論Ⅲ	2	
			看護理論	1	
			基礎看護学実習Ⅰ	1	
			基礎看護学実習Ⅱ	2	
	実践応用看護学	地域看護学	公衆衛生看護学概論	2	
			地域・在宅看護論	2	
			地域・在宅援助論	2	
			公衆衛生看護論		2
			保健医療福祉行政論		1
			公衆衛生看護方法論Ⅰ		2
			公衆衛生看護方法論Ⅱ		2
			公衆衛生看護活動展開論Ⅰ		2
			公衆衛生看護活動展開論Ⅱ		2
			保健統計学		2
			地域・在宅看護学実習	2	
			公衆衛生看護学実習Ⅰ		4
			公衆衛生看護学実習Ⅱ		1
		精神看護学	精神看護学概論	2	
			精神看護援助論Ⅰ	1	
			精神看護援助論Ⅱ	1	
			精神看護援助論Ⅲ		1
			精神看護学実習	2	
			精神看護演習		2
			精神保健看護実習		2
		母性	母性看護学概論Ⅰ	1	
			母性看護学概論Ⅱ	1	

		看護学	母性看護援助論Ⅰ 母性看護援助論Ⅱ 母性看護学実習	1 1 2	
		小児看護学	小児看護学概論 小児看護援助論Ⅰ 小児看護援助論Ⅱ 小児看護学実習	2 1 1 2	
		成人看護学	成人看護学概論 成人看護援助論Ⅰ 成人看護援助論Ⅱ 成人看護援助論Ⅲ 成人看護援助論Ⅳ 成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 成人看護技術演習 救急看護実習	2 1 1 2 3 3 2 2	1 2 2
		高齢者看護学	高齢者看護学概論 高齢者看護援助論Ⅰ 高齢者看護援助論Ⅱ 高齢者看護学実習Ⅰ 高齢者看護学実習Ⅱ 認知症看護援助論 認知症看護演習 高齢者看護学実習Ⅲ	2 1 1 2 2 2 2	1 2 2 2
		看護の統合と実践	看護統合実習	2	
	専門領域看護論		リハビリテーション看護論		1
		臨床看護論	救急救命看護論 がん看護論 先端医療看護論 感染看護論 生殖技術看護論 ターミナルケア論		1 1 1 1 1 1 1

	看護教育管理論	看護教育論		1
		看護サービス組織論		1
		看護行政論		1
	看護総合	危機管理 看護・福祉連携活動論 家族看護論 看護情報論 国際看護論 災害看護論 リーダーシップ論 看護方法論Ⅰ 看護方法論Ⅱ	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
	看護研究	看護研究概論 看護研究方法論 看護研究セミナーⅠ 看護研究セミナーⅡ	1 1 1 1	
	看護統合	看護統合セミナーⅠ 看護統合セミナーⅡ 看護統合セミナーⅢ 看護統合セミナーⅣ	1 1 1 1	

領域		授業科目の名称	修得区分	
			必修	選択
教職課程に関する科目	教職共通	教職概論		2
		教育課程論		2
		教育方法論（ICT活用を含む）		2
		特別支援教育の基礎		1
		教育相談		2
	養護教諭	学校保健		2
		養護概説		2
		道徳・総合的な学習の時間・特別活動の基礎		2
		生徒指導論		2
		養護実習Ⅰ（事前・事後指導）		1
		養護実習Ⅱ		2
		養護実習Ⅲ		2
		教職実践演習（養護）		2
	高校教諭（看護）	特別活動指導法		2
		生徒・進路指導論		2
		看護科教育法Ⅰ		2
		看護科教育法Ⅱ		2
		総合的な学習の時間の指導法		2
		教育実習指導		1
		教育実習		2
		教職実践演習（高）B		2

別表第2－(1) 学芸学部 子ども学科の授業科目及びその単位数

区分		授業科目の名称	修得区分	
			必修	選択
教養科目	基礎 (外国語)	日本語表現Ⅰ		2
		日本語表現Ⅱ		2
		英語Ⅰ		2
		英語Ⅱ		2
		英会話Ⅰ		1
		英会話Ⅱ		1
		ドイツ語Ⅰ		2
		ドイツ語Ⅱ		2
		フランス語Ⅰ		2
		フランス語Ⅱ		2
		中国語		2
		韓国語		2
		コンピュータ演習Ⅰ	1	
		コンピュータ演習Ⅱ	1	
		情報活用演習Ⅰ		2
		情報活用演習Ⅱ		2
		体育理論	1	
		体育実技	1	
		フレッシュマンセミナー（文化に生きる）	1	
		立志立命講座Ⅰ	1	
		立志立命講座Ⅱ	1	
		キャリアデザイン		1
	人間・文化の理解	日本国憲法	2	
		社会心理学		2
		性と社会		2
		心と身体健康		2
		手話入門		2
		世界の歴史と文化		2
		生活と文学		2

専 門 科 目	地 域 ・ 社 会 の 理 解	社会生活論		2
		日本と国際社会		2
		ボランティア入門		2
		インクルーシブ社会論		2
		広島で平和を考える		2
	自 然 ・ 環 境 の 理 解	生活と自然		2
		生活と数学		2
		数の世界		2
		基礎化学		2
		基礎生物学		2
	学 部 共 通 科 目	教育人間学		2
		地域文化論		2
		人間関係論		2
		家族と社会		2
		環境問題を考える		2
		音楽芸術論		2
		音楽表現活動論		2
		世界の音楽		2
		メディア論		2
	学 科 専 門 科 目	総合子ども学Ⅰ	2	
		総合子ども学Ⅱ	2	
		基礎ゼミナールⅠ	1	
		基礎ゼミナールⅡ	1	
		基礎ゼミナールⅢ		1
		基礎ゼミナールⅣ		1
		教育・保育体験Ⅰ		1
		教育・保育体験Ⅱ		1
		保育実践演習		2
		教職実践演習（幼・小）		2

		サービス・ラーニングⅠ		1
		サービス・ラーニングⅡ		1
		サービス・ラーニングⅢ		1
		サービス・ラーニングⅣ		1
		子ども学研究法	1	
		卒業研究Ⅰ	1	
		卒業研究Ⅱ	2	
		国語	1	
		社会		1
		算数		1
		理科		1
		生活		1
		音楽		1
		音楽基礎技能		1
		器楽Ⅰ	1	
		器楽Ⅱ	1	
		器楽Ⅲ		1
		器楽Ⅳ		1
		器楽Ⅴ		1
		器楽Ⅵ		1
		器楽Ⅶ		1
		器楽Ⅷ		1
		図画工作		1
		家庭		1
		子どもの体育		1
		小学校英語		1
		教職概論	2	
		教育原理	2	
		教育制度	2	
		特別支援教育	2	
		教育課程論	2	
		教育方法・技術論	2	
		ICTを利用した教育の理論と方法		1
		道徳理論と指導法		2
		総合的な学習の時間の指導法		2
		特別活動の指導法		2

	生徒指導	2
	キャリア教育	1
	外国語（英語）指導法	2
	国語科指導法	2
	社会科指導法	2
	算数科指導法	2
	理科指導法	2
	生活科指導法	2
	音楽科指導法	2
	図画工作科指導法	2
	家庭科指導法	2
	体育科指導法	2
	世界の児童文化	2
	保育者論	2
	保育内容総論	1
	健康領域指導法	2
	人間関係領域指導法	2
	環境領域指導法	2
	言葉領域指導法	2
	表現領域指導法Ⅰ	2
	表現領域指導法Ⅱ	2
	表現領域指導法Ⅲ	2
	保育内容（総合表現）	2
	健康活動	1
	人間関係	1
	環境	1
	言葉	1
	音楽表現	1
	造形表現	1
	身体表現	1
	幼稚園教育実習Ⅰ（事前事後指導）	1
	幼稚園教育実習Ⅱ	4
	幼稚園教育実習Ⅲ	2
	小学校教育実習Ⅰ（事前事後指導）	1
	小学校教育実習Ⅱ	4
	小学校教育実習Ⅲ	2

		心理系	教育心理学	2	
			発達心理学	2	
			子どもの理解と援助		1
			幼児理解の理論と方法		2
			教育相談	2	
			カウンセリング	2	
			子ども家庭支援の心理学		2
			子どもの臨床心理学		2
	小児科 学 （ 健 康 障 害 科 学 系		健康心理学総論	2	
			子どもの保健	2	
			子どもの健康と安全		1
			子どもの食と栄養		2
			食育概論		2
			医療保育総論		2
			子どもストレスマネジメント		2
			病児保育論		2
			特別支援教育総論		2
			知的障害児の心理・生理・病理		2
			肢体不自由児の心理・生理・病理		2
			病弱児の心理・生理・病理		2
			・ 知的障害教育論Ⅰ		2
			知的障害教育論Ⅱ		2
			自立活動実践論		2
			肢体不自由教育論		2
			病弱教育論		2
			障害児教育相談とアセスメント		2
			発達障害教育総論		2
			視覚障害教育総論		2
			聴覚障害教育総論		2
			重複障害教育総論		2
			特別支援教育実践演習		1
			特別支援教育実習		2

		保育の計画と評価		2
		社会福祉	2	
		子ども家庭福祉		2
		保育原理		2
		社会的養護Ⅰ		2
子		社会的養護Ⅱ		1
ど		子ども家庭支援論		2
も		乳児保育Ⅰ		2
・		乳児保育Ⅱ		1
子		障害児保育		2
育		子ども救急支援法		2
て		子育て支援論	2	
支		子育て支援演習		1
援		保育実習指導Ⅰ		2
系		保育実習Ⅰ		4
		保育実習指導Ⅱ		1
		保育実習Ⅱ		2
		保育実習指導Ⅲ		1
		保育実習Ⅲ		2
		療育コーディネート論		2

別表第2－(2) 学芸学部 音楽学科の授業科目及びその単位数

区分		授業科目の名称	修得区分	
			必修	選択
教養科目	教養基礎	日本語表現Ⅰ		2
		日本語表現Ⅱ		2
		英語Ⅰ		2
		英語Ⅱ		2
		英会話Ⅰ		1
		英会話Ⅱ		1
		音楽家のための英会話Ⅰ		1
		音楽家のための英会話Ⅱ		1
		ドイツ語Ⅰ		2
		ドイツ語Ⅱ		2
		フランス語Ⅰ		2
		フランス語Ⅱ		2
		中国語		2
		韓国語		2
		コンピュータ演習Ⅰ	1	
		コンピュータ演習Ⅱ	1	
		情報活用演習Ⅰ		2
		情報活用演習Ⅱ		2
		体育Ⅰ		1
		体育Ⅱ		1
	外国語	フレッシュマンセミナーⅠ（文化に生きる）	1	
		フレッシュマンセミナーⅡ	1	
		キャリアデザイン		1
	人間・文化の理解	日本国憲法		2
		社会心理学		2
		性と社会		2
		心と身体健康		2
		手話入門		2
		世界の歴史と文化		2
		生活と文学		2

専 門 科 目	地 域 ・ 社 会 の 理 解	社会福祉論		2
		社会生活論		2
		日本と国際社会		2
		広島で平和を考える		2
	自 然 ・ 環 境 の 理 解	生活と自然		2
		生活と数学		2
		数と世界		2
		基礎化学		2
		基礎生物学		2
	学 部 共 通 科 目	教育人間学		2
		地域文化論		2
		人間関係論		2
		家族と社会		2
		環境問題を考える		2
		音楽芸術論		2
		音楽表現活動論		2
		世界の音楽		2
		メディア論		2
	学 科 専 門 科 目	セミナーⅠ	1	
		セミナーⅡ	1	
		キャリアセミナーⅠ	1	
		キャリアセミナーⅡ	1	
		キャリアセミナーⅢ	1	
		キャリアセミナーⅣ	1	
		ソルフエージュⅠ	1	
		ソルフエージュⅡ	1	
		ソルフエージュⅢ	1	
		ソルフエージュⅣ	1	
		音楽療法概論	2	
		音楽ビジネス論	2	

			音楽アウトリーチ概論	2	
			卒業研究Ⅰ	1	
			卒業研究Ⅱ	2	
		音 楽 と 地 域	リトミック		1
			発達心理学		2
			演奏家のためのボディワーク		1
			音 鍵盤ソルフェージュⅠ		1
			楽 鍵盤ソルフェージュⅡ		1
			教 鍵盤ソルフェージュⅢ		1
			育 鍵盤ソルフェージュⅣ		1
			指 合奏		1
			導 ピアノレッスンメソッド		2
			法 ピアノ教材研究		2
			吹奏楽指導法Ⅰ		2
			吹奏楽指導法Ⅱ		2
			合唱指導法		2
		地 域 音 楽 活 動	演奏活動Ⅰ		1
			演奏活動Ⅱ		1
			演奏活動Ⅲ		1
			演奏活動Ⅳ		1
			音楽アウトリーチ演習		2
		伝 統 音 楽	長唄		1
			箏十三絃演習		1
		音 楽 理 論 ・ 音 楽 史	音楽通論Ⅰ	2	2
			音楽通論Ⅱ		2
			和声Ⅰ		
			和声Ⅱ		2
			コードスタディⅠ		2
			コードスタディⅡ		2
			対位法Ⅰ		2
			対位法Ⅱ		2
			楽式論Ⅰ		2

			楽式論Ⅱ		2
			作・編曲法Ⅰ		2
			作・編曲法Ⅱ		2
			スコアリーディング		2
			音楽史Ⅰ	2	
			音楽史Ⅱ	2	
			日本音楽概論		2
		声 楽	声乐Ⅰ		2
			声乐Ⅱ		2
			声乐Ⅲ		2
			声乐Ⅳ		2
			声乐Ⅴ		2
			声乐Ⅵ		2
			声乐Ⅶ		2
			声乐Ⅷ		2
			外国語ディクシオン		2
			合唱Ⅰ		1
			合唱Ⅱ		1
			合唱Ⅲ		1
			合唱Ⅳ		1
			合唱Ⅴ		1
			合唱Ⅵ		1
			合唱Ⅶ		1
			合唱Ⅷ		1
			声乐演奏解釈Ⅰ		2
			声乐演奏解釈Ⅱ		2
			オペラ演習Ⅰ		1
			オペラ演習Ⅱ		1
			オペラ演習Ⅲ		1
			オペラ演習Ⅳ		1
		器 楽	ピアノⅠ		2
			ピアノⅡ		2
			ピアノⅢ		2
			ピアノⅣ		2
			ピアノⅤ		2

		(ピアノ)	ピアノⅥ	2
			ピアノⅦ	2
			ピアノⅧ	2
			電子オルガンⅠ	2
			電子オルガンⅡ	2
			電子オルガンⅢ	2
			電子オルガンⅣ	2
			電子オルガンⅤ	2
			電子オルガンⅥ	2
			電子オルガンⅦ	2
			電子オルガンⅧ	2
			ピアノ演奏テクニックⅠ	2
			ピアノ演奏テクニックⅡ	2
			伴奏法	2
			ピアノ演奏解釈Ⅰ	2
			ピアノ演奏解釈Ⅱ	2
		(器楽)	管楽器Ⅰ	2
			管楽器Ⅱ	2
			管楽器Ⅲ	2
			管楽器Ⅳ	2
			管楽器Ⅴ	2
			管楽器Ⅵ	2
			管楽器Ⅶ	2
			管楽器Ⅷ	2
			弦楽器Ⅰ	2
			弦楽器Ⅱ	2
			弦楽器Ⅲ	2
			弦楽器Ⅳ	2
			弦楽器Ⅴ	2
			弦楽器Ⅵ	2
			弦楽器Ⅶ	2
			弦楽器Ⅷ	2
			ギターⅠ	2
			ギターⅡ	2
			ギターⅢ	2
			ギターⅣ	2

		ギターⅤ	2
		ギターⅥ	2
		ギターⅦ	2
		ギターⅧ	2
		箏十三絃Ⅰ	2
		箏十三絃Ⅱ	2
		箏十三絃Ⅲ	2
		箏十三絃Ⅳ	2
		箏十三絃Ⅴ	2
		箏十三絃Ⅵ	2
		箏十三絃Ⅶ	2
		箏十三絃Ⅷ	2
		打楽器Ⅰ	2
		打楽器Ⅱ	2
		打楽器Ⅲ	2
		打楽器Ⅳ	2
		打楽器Ⅴ	2
		打楽器Ⅵ	2
		打楽器Ⅶ	2
		打楽器Ⅷ	2
		和太鼓Ⅰ	2
		和太鼓Ⅱ	2
		和太鼓Ⅲ	2
		和太鼓Ⅳ	2
		和太鼓Ⅴ	2
		和太鼓Ⅵ	2
		和太鼓Ⅶ	2
		和太鼓Ⅷ	2
		管楽アンサンブルⅠ	2
		管楽アンサンブルⅡ	2
		管楽アンサンブルⅢ	2
		管楽アンサンブルⅣ	2
		弦楽アンサンブルⅠ	1
		弦楽アンサンブルⅡ	1
		弦楽アンサンブルⅢ	1
		弦楽アンサンブルⅣ	1

			打楽器アンサンブルⅠ	1
			打楽器アンサンブルⅡ	1
			打楽器アンサンブルⅢ	1
			打楽器アンサンブルⅣ	1
			オーケストラⅠ	2
			オーケストラⅡ	2
			オーケストラⅢ	2
			オーケストラⅣ	2
			指揮法	2
			管弦打楽器演奏解釈Ⅰ	2
			管弦打楽器演奏解釈Ⅱ	2
		ポ ピ ュ ラ ー 	ポピュラーヴォーカルⅠ	2
			ポピュラーヴォーカルⅡ	2
			ポピュラーヴォーカルⅢ	2
			ポピュラーヴォーカルⅣ	2
			ポピュラーヴォーカルⅤ	2
			ポピュラーヴォーカルⅥ	2
			ポピュラーヴォーカルⅦ	2
			ポピュラーヴォーカルⅧ	2
			ポピュラーピアノⅠ	2
			ポピュラーピアノⅡ	2
			ポピュラーピアノⅢ	2
			ポピュラーピアノⅣ	2
			ポピュラーピアノⅤ	2
			ポピュラーピアノⅥ	2
			ポピュラーピアノⅦ	2
			ポピュラーピアノⅧ	2
			ドラムスⅠ	2
			ドラムスⅡ	2
			ドラムスⅢ	2
			ドラムスⅣ	2
			ドラムスⅤ	2
			ドラムスⅥ	2
			ドラムスⅦ	2
			ドラムスⅧ	2
			ポピュラーギターⅠ	2

		ポピュラーギターⅡ	2
		ポピュラーギターⅢ	2
		ポピュラーギターⅣ	2
		ポピュラーギターⅤ	2
		ポピュラーギターⅥ	2
		ポピュラーギターⅦ	2
		ポピュラーギターⅧ	2
		ベースⅠ	2
		ベースⅡ	2
		ベースⅢ	2
		ベースⅣ	2
		ベースⅤ	2
		ベースⅥ	2
		ベースⅦ	2
		ベースⅧ	2
		ジャズヴォーカルアンサンブルⅠ	1
		ジャズヴォーカルアンサンブルⅡ	1
		ミュージカル演習Ⅰ	1
		ミュージカル演習Ⅱ	1
		ミュージカル演習Ⅲ	1
		ミュージカル演習Ⅳ	1
		ラテンパーカッションⅠ	1
		ラテンパーカッションⅡ	1
		ビッグバンドジャズ演習Ⅰ	1
		ビッグバンドジャズ演習Ⅱ	1
		ポピュラーアンサンブルⅠ	1
		ポピュラーアンサンブルⅡ	1
		ポピュラーアンサンブルⅢ	1
		ポピュラーアンサンブルⅣ	1
	演 奏	室内楽Ⅰ	1
		室内楽Ⅱ	1
		室内楽Ⅲ	1
		室内楽Ⅳ	1
		室内楽Ⅴ	1
		室内楽Ⅵ	1

			副科声楽Ⅰ		1
			副科声楽Ⅱ		1
			副科声楽Ⅲ		1
			副科声楽Ⅳ		1
			副科声楽Ⅴ		1
			副科声楽Ⅵ		1
			副科声楽Ⅶ		1
			副科声楽Ⅷ		1
			副科ピアノⅠ		1
			副科ピアノⅡ		1
			副科ピアノⅢ		1
			副科ピアノⅣ		1
			副科ピアノⅤ		1
			副科ピアノⅥ		1
		副	副科ピアノⅦ		1
		科	副科ピアノⅧ		1
		実	副科AⅠ		1
		技	副科AⅡ		1
			副科AⅢ		1
			副科AⅣ		1
			副科AⅤ		1
			副科AⅥ		1
			副科AⅦ		1
			副科AⅧ		1
			副科BⅠ		1
			副科BⅡ		1
			副科BⅢ		1
			副科BⅣ		1
			副科BⅤ		1
			副科BⅥ		1
			副科BⅦ		1
			副科BⅧ		1
		教	教育原理		2
		職	教職概論		2
			特別支援教育		2
			教育心理学		2

			教育課程論	2
			総合的な学習の時間の指導法	2
			特別活動の指導法	2
			教育方法・技術論	2
			ICT を活用した教育の理論と方法	1
			生徒・進路指導論	2
			教育相談	2
			道徳理論と指導法	2
			教育制度	2
			音楽科教育法Ⅰ	2
			音楽科教育法Ⅱ	2
			音楽科教育法Ⅲ	2
			音楽科教育法Ⅳ	2
			教育実習	5
			教職実践演習（中・高）	2
音楽療法			音楽療法基礎	2
			音楽療法各論Ⅰ	2
			音楽療法各論Ⅱ	2
			音楽療法各論Ⅲ	2
			臨床即興音楽技法	1
			音楽療法技法Ⅰ	1
			音楽療法技法Ⅱ	1
			音楽療法技法Ⅲ	1
			音楽療法技法Ⅳ	1
			音楽療法総合演習	1
			音楽療法実習Ⅰ	1
			音楽療法実習Ⅱ	3
			音楽療法実習Ⅲ	3
			歌唱伴奏法	1
			ギター演習	1
			医学概論	2
			老年学	2
			臨床心理学	2
			音楽心理学	2

別表3 人間健康学部 スポーツ健康福祉学科の授業科目及びその単位数

区分			授業科目の名称	必修・選択・自由の別		
				必修	選択	自由
教養科目	教養セミナー		スタートアップセミナー	1		
	「対話」の教育		フレッシュマンセミナー（文化に生きる）	1		
	SDGs		人間健康学からの SDG s	2		
	領域科目	人間と社会	<u>法学（日本国憲法含む）</u> 社会学 インクルーシブ社会論		<u>2</u> 2 2	
		人間と文化	心理学 栄養と生活習慣 人間社会と音楽文化		2 2 2	
		人間と環境	地域福祉 <u>健康スポーツ科学</u> 数理から見た生活		2 <u>2</u> 2	
	外国語科目		<u>英語Ⅰ</u> <u>英語Ⅱ</u> 応用英語 中国語 韓国語 英会話フィールドワーク	<u>1</u> <u>1</u> 1 1 1 1		
		情報科目	<u>情報処理</u>	<u>2</u>		
		キャリアデザイン科目	キャリアデザイン 広島のスぺシャリスト キャリアディベロップメント	2 2 2		

専 門 共 通 科 目	専 門 コ ア 科 目	人間と健康	2		
		<u>スポーツ心理学</u>	<u>2</u>		
		<u>スポーツ栄養学</u>	<u>2</u>		
		障害児・者福祉	2		
	ア ダ プ テ ッ ド ・ ス ポ ー ツ 科 目	アダプテッド・スポーツ科学	2		
		アダプテッド・スポーツ科学演習	2		
		アダプテッド・スポーツ実習	1		
	発 展 科 目	スポーツ健康福祉学演習	2		
		人間健康学基礎研究Ⅰ	2		
		人間健康学基礎研究Ⅱ	2		
		人間健康学研究Ⅰ	2		
		人間健康学研究Ⅱ	2		
		卒業研究Ⅰ	3		
		卒業研究Ⅱ	3		
専 門 教 育 科 目	ス ポ ー ツ 健 康 コ ー ス 専 門 科 目	スポーツ社会学Ⅰ	2		
		スポーツ社会学Ⅱ		2	
		スポーツ史		2	
		スポーツ経営学		2	
		スポーツ運動学Ⅰ	2		
		スポーツ運動学Ⅱ		2	
		メンタル・トレーニング		2	
		コーチング学Ⅰ	2		
		コーチング学Ⅱ		2	
		<u>バイオメカニクスⅠ</u>	<u>2</u>		
		バイオメカニクスⅡ		2	
		<u>スポーツ生理学Ⅰ</u>	<u>2</u>		
		スポーツ生理学Ⅱ		2	
		スポーツ栄養学演習		2	
		保健体育科教育法Ⅰ		2	
		保健体育科教育法Ⅱ		2	
		保健体育科教育法Ⅲ		2	
		保健体育科教育法Ⅳ		2	
		健康医学		2	
		スポーツ医学		2	
		<u>衛生学及び公衆衛生学</u>		<u>2</u>	

専 門 教 育 科 目	<u>学校保健</u>	<u>2</u>
	<u>救急処置</u>	<u>2</u>
	トレーニング処方	2
	スポーツ国際開発学	2
	体力トレーニング科学	2
	体力トレーニング演習	2
	健康スポーツ実技Ⅰ	1
	健康スポーツ実技Ⅱ	1
	スポーツ指導演習（陸上競技）	2
	スポーツ指導演習（器械運動）	2
	スポーツ指導演習（水泳）	2
	スポーツ指導演習（体づくり運動/トレーニング）	2
	スポーツ指導演習（球技：ゴール型Ⅰ）	2
	スポーツ指導演習（球技：ゴール型Ⅱ）	2
	スポーツ指導演習（球技：ネット型）	2
	スポーツ指導演習（球技：ベースボール型）	2
	スポーツ指導演習（舞踊・ダンス）	2
	スポーツ指導演習（武道）	2
	フィジカルエクササイズ演習Ⅰ（ヨガ）	2
	フィジカルエクササイズ演習Ⅱ（スポーツトレーナー）	2
	フィジカルエクササイズ演習Ⅲ（スポーツインストラクター）	2
	フィジカルエクササイズ演習Ⅳ（スタジオプログラム）	2
	フィジカルエクササイズ演習Ⅴ（介護予防）	2
	フィジカルエクササイズ演習Ⅵ（エアロビクス）	2
	レクリエーション実習Ⅰ	1
	レクリエーション実習Ⅱ	1
	アダプテッド・スポーツ専門演習	2
	野外活動演習	2
	<u>衛生学及び公衆衛生学演習</u>	<u>2</u>
	<u>養護概説</u>	<u>2</u>
	<u>微生物学・免疫学・薬理概論</u>	<u>2</u>
	<u>基礎看護学</u>	<u>2</u>
	<u>学校看護学</u>	<u>2</u>

		健康相談活動		<u>2</u>	
		看護学実習		<u>4</u>	
専 門 教 育 科 目	健康福祉コース 専門科目	医学概論		2	
		社会福祉の原理と政策Ⅰ		2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	
		コミュニティソーシャルワーク	2		
		社会保障論Ⅰ	2		
		社会保障論Ⅱ		2	
		公的扶助論	2		
		保健医療サービス論		2	
		権利擁護と成年後見		2	
		社会調査概論		2	
		ソーシャルワーク概論		2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		2	
		ソーシャルワークⅠ		2	
		ソーシャルワークⅡ		2	
		ソーシャルワークⅢ		2	
		ソーシャルワークⅣ		2	
		社会福祉経営論		2	
		高齢者福祉論	2		
		児童・家庭福祉論	2		
		刑事司法と福祉		2	
		精神医学Ⅰ		2	
		精神医学Ⅱ		2	
		<u>精神保健Ⅰ</u>		<u>2</u>	
		精神保健Ⅱ		2	
		精神保健福祉の原理Ⅰ		2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ		2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2	
		精神障害リハビリテーション論		2	
		精神保健福祉制度論		2	
		ソーシャルワーク演習		1	
		相談援助演習Ⅰ		1	
		相談援助演習Ⅱ		1	

専 門 教 育 科 目		相談援助演習Ⅲ		1	
		相談援助演習Ⅳ		1	
		相談援助実習指導Ⅰ		1	
		相談援助実習指導Ⅱ		1	
		相談援助実習指導Ⅲ		1	
		精神保健福祉演習Ⅰ		1	
		精神保健福祉演習Ⅱ		1	
		精神保健福祉演習Ⅲ		1	
		精神保健福祉実習指導Ⅰ		1	
		精神保健福祉実習指導Ⅱ		1	
		精神保健福祉実習指導Ⅲ		1	
		重度障害者身体活動論		2	
		音楽療法概論		2	
	専門実践科目	キャリアデザイン実践		1	
		介護等体験		1	
		健康運動現場実習		1	
		スポーツトレーナー実習		1	
		相談援助実習		5	
		精神保健福祉実習		5	
	教員養成科目	<u>教職概論</u>		<u>2</u>	
		<u>教育原理</u>		<u>2</u>	
		<u>教育心理学</u>		<u>2</u>	
		<u>教育社会学</u>		<u>2</u>	
		<u>教育課程論</u>		<u>2</u>	
		<u>教育方法論（ICT活用を含む）</u>		<u>2</u>	
		<u>特別活動論</u>		<u>2</u>	
		<u>道德教育論</u>		<u>2</u>	
		<u>生徒指導論</u>		<u>2</u>	
		<u>教育相談</u>		<u>2</u>	
		教育実習指導			1
		<u>特別支援教育の基礎</u>			<u>1</u>
		<u>総合的な学習の時間の指導法</u>			<u>2</u>
		教育実習			4
		教職実践演習（中・高）			2
		<u>養護実習指導</u>			<u>1</u>

		<u>養護実習</u> <u>教職実践演習（養護）</u>			<u>4</u> <u>2</u>
--	--	----------------------------------	--	--	----------------------

広島文化学園大学人間健康学部履修規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、広島文化学園大学学則（以下「学則」という。）に基づき人間健康学部の履修及び単位の認定等に必要な事項を定める。

2 学生の将来の進路及び目標に応じ2年次前期よりスポーツ健康コース、又は健康福祉コースに分かれ専門教育を履修する。

3 学則第40条第4項に基づき各種資格取得について必要な事項を定める。

（配当年次）

第2条 授業科目の配当年次については、別表（教育課程表）に定める。

第3条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に履修，修得することを原則とする。

2 上級学年の者は、下級学年に配当されている授業科目を履修することができる。但し、特別な場合を除いて、下級学年の者が上級学年配当の科目を履修することはできない。

（履修登録）

第4条 学生は、履修すべき授業科目について、指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、履修届を学生部に届け出ることによって行うものとする。

3 登録日以後の登録及びその変更は、原則として認めない。

4 既に単位を修得した授業科目及び授業時間が重複する授業科目は、履修登録をすることができない。

5 履修登録のされていない授業科目については、単位修得を認めない。

6 1学期あたりの履修登録単位数の上限は原則として、25単位とする。なお、集中講義は上限に含まないものとする。但し、当該学期の直前の学期におけるGPAが75以上の者は、上限を29単位として取り扱う。また、許可を得た場合は、追加の履修登録をすることができる。

（授業の不開講）

第5条 資格取得のための必修科目を除く選択科目において、履修登録者数が5名以下の場合には、授業を開講しないことがある。

（履修モデル）

第6条 学生は、スポーツ健康コース、又は健康福祉コースの履修モデルを参考にして必修科目並びに選択科目を履修し、体系的な履修に努めること。

（単位認定）

第7条 授業実施時間の3分の2以上出席していない授業科目については、原則として単位修得を認めない。

第8条 単位の認定は、平素の勉学状態、出席状態、試験・報告書及び論文等の成績を総合的に判定して行う。

（成績の評価）

第9条 成績の評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）でなされ、優・良・可を合格とし、所定の単位が認定される。不可は不合格とし、単位は認定されない。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

評 語	GPA	点 数
秀 (S)	4	90 点以上
優 (A)	3	80 点以上
良 (B)	2	70 点以上
可 (C)	1	60 点以上
不可 (D)	0	59 点未満

3 前項の成績評価を基に、単位あたりの成績評価平均値（GPA 値）を、以下の方法で算出する。

(秀(S)の単位数×4+優(A)の単位数×3+良(B)の単位数×2+可(C)の単位数×1)×25

成績評価を受けた科目の総単位数

(追試験)

第 10 条 病気、就職試験、その他やむを得ない事由のため期末試験に欠席した者は、追試験受験願（様式 1）とその事由を証明する書類（医者の診断書、事故又は延着証明書等）を提出し、認められれば追試験を受けることができる。但し、追試験手数料として 500 円を納入しなければならない。

(再試験)

第 11 条 期末試験不合格者は、再試験受験願（様式 1）を提出し、認められれば、再試験を受けることができる。再試験で認定された単位の評価は「可」とする。但し、再試験受験者は再試験手数料として 1,000 円を納入しなければならない。

(試験での不正行為)

第 12 条 試験等において不正行為をした者、若しくは不正行為があったと認められた者に対しては、当該科目を不合格とし、内容により、その後の全試験科目の受験を認めない。

2 不正行為の内容については、別に定める。

(卒業研究への履修制限)

第 13 条 3 年次末において、修得単位数が 80 単位未満の者は、卒業研究を履修することができない。但し、2 年次編入生の場合は 50 単位未満の者は、卒業研究を履修することはできない。

(チューター制)

第 14 条 学生の修学及び学生生活に関し、必要な指導と助言を行うためにチューター制を設ける。チューターの具体的な配置については、別に定める。

(卒業の認定)

第 15 条 本学部を卒業するためには、学生は 4 年以上（2 年次編入学生においては 3 年以上）、長期履修学生は計画的に履修を進め 6 年以上それぞれ在学し、124 単位以上を修得しなければならない。

(実習)

第 16 条 実習（教育実習、相談援助実習、精神保健福祉士実習）は、2 年次以降に行う。

2 実習の時期、実施方法その他の教育実習に関する必要な事項は、事前に発表する。

3 実習の受講資格については、別に定める。

(教育職員免許状)

第 17 条 卒業の認定を受ける学生が、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、所要の単位を修得したときには、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）及び養護教諭一種免許状の教育職員の普通免許状の授与の資格を取得することができる。

2 所定の科目、履修条件、実施方法等については、別に定める。

(社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格)

第 18 条 卒業の認定を受ける人間健康学部の学生が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、社会福祉士国家試験受験資格を有することができる。

2 卒業の認定を受ける人間健康学部の学生が精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 7 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、精神保健福祉士国家試験受験資格を有することができる。

3 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定科目、履修条件、実施方法等については、別に定める。

(社会福祉主事任用資格)

第 19 条 卒業の認定を受ける学生が、厚生労働大臣の指定する社会福祉主事任用に関する科目で、本学の開講科目を 3 科目以上修得したとき、学長は、社会福祉主事任用資格を取得したことを証明することができる。

(その他)

第 20 条 本規程に定めるものの他、必要な事項については、学長が人間健康学部教授会の意見を聴いてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条 6 1 学期あたりの履修登録単位数の上限緩和追加による一部改正)

3 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条 6 1 学期あたりの履修登録単位数の上限緩和、及び 第 5 条（授業の不開講）の追加による一部改正)

4 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

人間健康学部スポーツ健康福祉学科 教育課程

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		
				必修	選択	自由
教養教育科目	ア教養科目	教養セミナー	スタートアップセミナー	1前	1	
		「対話」の教育	フレッシュマンセミナー(文化に生きる)	1前	1	
		SDGs	人間健康学からのSDGs	1後	2	
	領域科目	人間と社会	法学(日本国憲法含む)	1後		2
			社会学	1後		2
			インクルーシブ社会論	1後		2
		人間と文化	心理学	1前		2
			栄養と生活習慣	2後		2
			人間社会と音楽文化	3後		2
	人間と環境	地域福祉	1前			2
		健康スポーツ科学	1後			2
		教理から見た生活	2後			2
	外国語科目	英語Ⅰ	1前	1		
		英語Ⅱ	1後	1		
		応用英語	2前		1	
		中国語	2前		1	
		韓国語	2前		1	
専門教育科目	情報科目	英語Ⅲ	1前			
		英語Ⅳ	1後			
	キャリアデザイン科目	キャリアデザイン	1後	2		
		広島のスぺシャリスト	2後	2		
		キャリアディベロップメント	3後	2		
	専門共通科目	専門コア科目	人間と健康	1前	2	
			スポーツ心理学	1前	2	
			スポーツ栄養学	1前	2	
			障害児・者福祉	1後	2	
		アダプテッド・スポーツ科目	アダプテッド・スポーツ科学	1前	2	
			アダプテッド・スポーツ科学演習	2前	2	
			アダプテッド・スポーツ実習	1後	1	
		発展科目	スポーツ健康福祉学演習	1後	2	
			人間健康学基礎研究Ⅰ	2前	2	
			人間健康学基礎研究Ⅱ	2後	2	
			人間健康学研究Ⅰ	3前	2	
			人間健康学研究Ⅱ	3後	2	
			卒業研究Ⅰ	4前	3	
			卒業研究Ⅱ	4後	3	
	専門コース科目	スポーツ健康コース専門科目	スポーツ社会学Ⅰ	2前	2	
			スポーツ社会学Ⅱ	2後		2
			スポーツ史	2後		2
			スポーツ経営学	2後		2
			スポーツ運動学Ⅰ	2前	2	
			スポーツ運動学Ⅱ	2後		2
			メンタル・トレーニング	2後		2
			コーチング学Ⅰ	2前	2	
			コーチング学Ⅱ	2後		2
			バイオメカニクスⅠ	2前	2	
			バイオメカニクスⅡ	2後		2
			スポーツ生理学Ⅰ	1後	2	
			スポーツ生理学Ⅱ	2後		2
			スポーツ栄養学演習	2後		2
			保健体育科教育法Ⅰ	1後		2
			保健体育科教育法Ⅱ	2前		2
			保健体育科教育法Ⅲ	2後		2
			保健体育科教育法Ⅳ	3前		2
			健康医学	2前		2
			スポーツ医学	2後		2
			衛生学及び公衆衛生学	2前	2	
			学校保健	1後	2	
			救急処置	2前	2	
			トレーニング処方	3前	2	
			スポーツ国際開発学	1前	2	

専門教育科目	専門コース科目	スポーツ健康コース専門科目	体力トレーニング科学	1後		2	
			体力トレーニング演習	3前		2	
			健康スポーツ実技Ⅰ	1前		1	
			健康スポーツ実技Ⅱ	1後		1	
			スポーツ指導演習(陸上競技)	1前		2	
			スポーツ指導演習(器械運動)	1後		2	
			スポーツ指導演習(水泳)	2前		2	
			スポーツ指導演習(体づくり運動/トレーニング)	3前		2	
			スポーツ指導演習(球技:ゴール型Ⅰ)	2前		2	
			スポーツ指導演習(球技:ゴール型Ⅱ)	2後		2	
			スポーツ指導演習(球技:ネット型)	2後		2	
			スポーツ指導演習(球技:ベースボール型)	2前		2	
			スポーツ指導演習(舞踊・ダンス)	1後		2	
			スポーツ指導演習(武道)	3前		2	
			フィジカルエクササイズ演習Ⅰ(ヨガ)	3前		2	
			フィジカルエクササイズ演習Ⅱ(スポーツトレーナー)	3前		2	
			フィジカルエクササイズ演習Ⅲ(スポーツインストラクター)	3後		2	
			フィジカルエクササイズ演習Ⅳ(スタジオプログラム)	3後		2	
			フィジカルエクササイズ演習Ⅴ(介護予防)	3後		2	
			フィジカルエクササイズ演習Ⅵ(エアロビクス)	3前		2	
			レクリエーション実習Ⅰ	3前		1	
			レクリエーション実習Ⅱ	3後		1	
			アダプテッド・スポーツ専門演習	2前		2	
			野外活動演習	2通		2	
			衛生学及び公衆衛生学演習	2後		2	
			養護概説	2前		2	
			微生物学・免疫学・薬理概論	1前		2	
			基礎看護学	1後		2	
			学校看護学	2前		2	
			健康相談活動	2後		2	
			看護学実習	3前		4	
		健康福祉コース専門科目	医学概論	1前		2	
			社会福祉の原理と政策Ⅰ	2前		2	
			社会福祉の原理と政策Ⅱ	2後		2	
			コミュニティソーシャルワーク	1後	2		
			社会保障論Ⅰ	2前	2		
			社会保障論Ⅱ	2後		2	
			公的扶助論	1後	2		
			保健医療サービス論	2後		2	
			権利擁護と成年後見	1後		2	
			社会調査概論	3前		2	
			ソーシャルワーク概論	1前		2	
			ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	1後		2	
			ソーシャルワークⅠ	2前		2	
			ソーシャルワークⅡ	2後		2	
			ソーシャルワークⅢ	3前		2	
			ソーシャルワークⅣ	3後		2	
			社会福祉経営論	3後		2	
			高齢者福祉論	2前	2		
			児童・家庭福祉論	1後	2		
			刑事司法と福祉	3前		2	
			精神医学Ⅰ	2前		2	
			精神医学Ⅱ	2後		2	
			精神保健Ⅰ	1前		2	
			精神保健Ⅱ	1後		2	
			精神保健福祉の原理Ⅰ	2後		2	
			精神保健福祉の原理Ⅱ	3前		2	
			ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	3前		2	
			ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	3後		2	
			精神障害リハビリテーション論	4前		2	
			精神保健福祉制度論	3後		2	
			ソーシャルワーク演習	2後		1	
			相談援助演習Ⅰ	3前		1	
			相談援助演習Ⅱ	3前		1	
			相談援助演習Ⅲ	3後		1	
			相談援助演習Ⅳ	3後		1	

専門教育科目	専門コース科目	健康福祉コース専門科目	相談援助実習指導Ⅰ 相談援助実習指導Ⅱ 相談援助実習指導Ⅲ 精神保健福祉演習Ⅰ 精神保健福祉演習Ⅱ 精神保健福祉演習Ⅲ 精神保健福祉実習指導Ⅰ 精神保健福祉実習指導Ⅱ 精神保健福祉実習指導Ⅲ 重度障害者身体活動論 音楽療法概論	2後 3前 3後 4前 4前 4後 4後 3後 4前 4後 3後 3後		1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2	
	専門実践科目		キャリアデザイン実践 介護等体験 健康運動現場実習 スポーツトレーナー実習 相談援助実習 精神保健福祉実習	3前 4前 3前 3前 3通 4通		1 1 1 1 5 5	
	教員養成科目		教職概論 教育原理 教育心理学 教育社会学 教育課程論 教育方法論(ICT活用を含む) 特別活動論 道德教育論 生徒指導論 教育相談 教育実習指導 特別支援教育の基礎 総合的な学習の時間の指導法 教育実習 教職実践演習(中・高) 養護実習指導 養護実習 教職実践演習(養護)	1前 1後 1前 1前 2後 2後 2前 2前 2後 2後 3前 3前 3前 3後 4後 3後 3後 4後		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 2 4 2 1 4 2	1 1 2 2 1 2 4 2

広島文化学園大学人間健康学部教職課程（養護）に関する履修細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は広島文化学園大学人間健康学部履修規程第16条の規定に基づき、履修に必要な事項を定める。

（受講科目及び受講資格）

第2条 教育職員免許法における養護教諭一種免許状に必要な科目と単位数は別表1～3である。

第3条

【別表1】（教育職員免許法「養護教諭一種」別表第2の法定単位数の内訳）

免許状の種類	基礎資格	最低取得単位数						合計単位数
養護教諭 一種免許 状	学士の学位を有すること	養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
					養護実習	教職実践演習		
		28	8	6	5	2	7	56

【別表2】（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

免許法施行規則に定める科目区分		対応する科目		
科目	単位数	授業科目	単位数	教職課程必修
日本国憲法	2	○ 法学（日本国憲法を含む）	2	○
体育	2	○ 健康スポーツ科学	2	○
外国語コミュニケーション	2	○ 英語Ⅰ	1	○
		○ 英語Ⅱ	1	○
情報機器の操作	2	○ 情報処理	2	○
			8	

【別表３】（養護及び教職に関する科目）①

免許法施行規則に定める科目 区分			左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含める ことが必要な事 項	最 低 修 得 単 位 数	授業科目	単位数		備考
				必 修	選 択	
養護に 関する 科目	衛生学及び公衆 衛生学（予防医 学を含む。）	4	衛生学及び公衆 衛生学	2		
			衛生学及び公衆 衛生学演習	2		
	学校保健	2	学校保健	2		
	養護概説	2	養護概説	2		
	健康相談活動の 理論及び方法	2	健康相談活動	2		
	栄養学（食品学 を含む。）	2	スポーツ栄養学	2		
	解剖学・生理学	2	スポーツ生理学 Ⅰ	2		
			バイオメカニク スⅠ	2		
	微生物学，免疫 学，薬理概論	2	微生物学・免疫 学・薬理概論	2		
	精神保健	2	精神保健Ⅰ スポーツ心理学	2 2		
	看護学（臨床実 習及び救急処置 を含む。）	10	救急処置	2		
			基礎看護学	2		
			学校看護学	2		
			看護学実習	4		
合計				32		

【別表３】（養護及び教職に関する科目）②

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	6	道徳教育論	2		
			特別活動論	2		
			総合的な学習の時間の指導法	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論（ICT 活用を含む）	2		
	生徒指導の理論及び方法	6	生徒指導論	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	養護実習指導	1		
			養護実習	4		
	教職実践演習	2	教職実践演習（養護）	2		
大学が独自に設定する科目		7				
合計				30	0	

（養護実習履修資格）

第3条 「養護実習指導」及び「養護実習」を受講しようとする者は、次の各項のすべてを満たさなければならない。ただし、学科において特別な事情と認められた場合はこの限りではない。

- （1）教職課程ガイダンスに参加していること
- （2）別表3（養護及び教職に関する科目）②のうち、「養護実習指導」、「養護実習」及び「教職実践演習（養護）」を除く、すべての単位を修得済みのこと
- （3）2年次後期終了時点で62単位以上修得済みのこと
- （4）別表2の5科目すべての単位を修得済みのこと
- （5）教職課程委員会による面接を受けること

2 「養護実習指導」及び「養護実習」を受講しようとする者は、前条の条件のほかに、次の各項に掲げる条件を充たさなければならない。

- （1）養護教諭志望の意思が明確であり、「養護実習」を履修しようとする意志が強固であること
- （2）資質能力に優れ、心身ともに健康であること
- （3）卒業に必要な単位をすべて履修する見込みであること

- 3 「養護実習」の受講資格があると認めた後であっても、実習生としてふさわしくない行動があれば、承認を取り消す。

(その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。